

1949年三鷹事件の再審請求棄却の不当決定に抗議する

竹内景助さんは無実だ！三鷹事件再審を支援する会
三鷹事件の真相を究明し、語り継ぐ会
2019年7月31日

本日、東京高等裁判所第4刑事部（後藤真理子裁判長）は、三鷹事件の再審請求審において竹内景助さんの遺族が求めた再審請求を棄却する決定を行いました。

私たちは、弁護団が提出した新証拠について一切事実調べもせず、再審請求を棄却した不当決定に断固抗議するものです。

三鷹事件は、1949年7月15日に発生した謎の電車暴走転覆事件で、竹内景助さんの単独犯として死刑が確定し、竹内さんは無実を訴えながら獄中死、2011年11月に、遺族・弁護団が再審を申し立てこれまで審理を続けてきたものです。

下山・松川事件と並び三大鉄道謀略事件と呼ばれる、大きな背景をもった事件として報道されてきましたが、確定判決では竹内さんが事件当日に思いついて単独で起こした犯行だとされています。政治的に大きな焦点になった事件の罪を、一労働者である竹内さん一人に負わせ、真相を闇に葬るに至ったのは、米占領下という特殊な事情があったことは疑いありません。三鷹事件から70年経過して、なお今も政治的判決を擁護する司法の姿勢に強い憤りを覚えます。

この審理の過程で、弁護団は単独犯行では電車を発車させることはできないことを示す数々の証拠を提示してきました。また、自白の任意性に大きな疑問のあること、唯一の証拠とも言える目撃証言は信用に値いしないことを明らかにしました。

今回の不当決定は、弁護団が確定判決の証拠構造の脆弱性を指摘し、裁判所に対して、新証拠の事実調べを行うよう求めてきたにもかかわらず、裁判所はこれに応えず、刑事裁判において最も重視すべき真実の発見に背を向けた上で出された極めて不当かつ悪質な決定です。

私たちは、これまで全国から寄せられたご支援に心から感謝申し上げるとともに、引き続き竹内景助さんの冤罪を晴らすために全力を尽くすことを明らかにします。

以 上